

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(美術品等についての減価償却資産の判定)</p> <p>7-1-1 「時の経過によりその価値の減少しない資産」は減価償却資産に該当しないこととされているが、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値の減少しない資産」と取り扱う。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) (1)以外の美術品等で、取得価額が1点 <u>200 万円</u>以上であるもの(時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。)</p> <p>(注)1 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用(有料で公開するものを除く。)として法人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。</p> <p>2 取得価額が1点 <u>200 万円</u>未満であるもの(時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。)は減価償却資産と取り扱う。</p> <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和9年1月1日以後に取得をする美術品等について適用し、同日前に取得をした美術品等については、なお従前の例による。ただし、法人が、同日前に取得をした美術品等(この法令解</u></p>	<p>(美術品等についての減価償却資産の判定)</p> <p>7-1-1 「時の経過によりその価値の減少しない資産」は減価償却資産に該当しないこととされているが、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値の減少しない資産」と取り扱う。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) (1)以外の美術品等で、取得価額が1点 <u>100 万円</u>以上であるもの(時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。)</p> <p>(注)1 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用(有料で公開するものを除く。)として法人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。</p> <p>2 取得価額が1点 <u>100 万円</u>未満であるもの(時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。)は減価償却資産と取り扱う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>積通達による改正後の 7－1－1 により減価償却資産と取り扱われるもの（取得価額が 1 点 100 万円以上のものに限る。）で、かつ、同日以後最初に開始する事業年度（以下「適用初年度」という。）において事業の用に供しているものに限る。）について、適用初年度から減価償却資産と取り扱うものとする場合には、これを認める。</u></p> <p><u>(注) ただし書の取扱いにより令和 9 年 1 月 1 日前に取得をした美術品等を減価償却資産と取り扱うものとする場合における法第 31 条《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》その他の減価償却に関する規定の適用に当たっては、当該美術品等は適用初年度開始の日において取得をしたものとし、当該美術品等（適用初年度に事業の用に供したものを除く。）は同日において事業の用に供されたものとする。</u></p>	

昭和 45 年 7 月 1 日付直審（所）30「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>（美術品等についての減価償却資産の判定）</p> <p>2－14 「時の経過によりその価値が減少しない資産」は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値が減少しない資産」と取り扱う。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) (1)以外の美術品等で、取得価額が 1 点 <u>200 万円</u>以上であるもの（時の経過に</p>	<p>（美術品等についての減価償却資産の判定）</p> <p>2－14 「時の経過によりその価値が減少しない資産」は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値が減少しない資産」と取り扱う。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) (1)以外の美術品等で、取得価額が 1 点 <u>100 万円</u>以上であるもの（時の経過に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>よりその価値が減少することが明らかなものを除く。)</p> <p>(注) 1 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として個人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。</p> <p>2 取得価額が1点 <u>200万円</u>未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）は減価償却資産と取り扱う。</p> <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和9年1月1日以後に取得をする美術品等について適用し、同日前に取得をした美術品等については、なお従前の例による。ただし、個人が、同日に有する美術品等（この法令解釈通達による改正後の2－14により減価償却資産と取り扱われるもの（取得価額が1点100万円以上のものに限る。）に限る。）について、同日から減価償却資産と取り扱うものとする場合には、これを認める。</u></p> <p><u>(注) ただし書の取扱いにより令和9年1月1日前に取得をした美術品等を減価償却資産と取り扱うものとする場合における法第49条《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》その他の減価償却に関する規定の適用に当たっては、当該美術品等を同日において取得をし、かつ、事業の用に供したものである。</u></p>	<p>よりその価値が減少することが明らかなものを除く。)</p> <p>(注) 1 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として個人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。</p> <p>2 取得価額が1点 <u>100万円</u>未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）は減価償却資産と取り扱う。</p>